

学生の海外渡航の実施基準について

(令和3年4月1日現在)

本学では、学生の海外渡航の実施基準を「海外渡航安全ガイドブック」(平成30年11月制定)において、外務省の海外安全ホームページが定める「危険情報」及び「感染症危険情報」が共にレベル1以下(「レベル1」又は「発出無し」)の国・地域であることと定めているため、現在すべての国・地域への渡航が実施できない状況が続いています。

しかし、海外渡航を希望する学生の皆さんの渡航機会を可能な範囲で確保するため、新型コロナウイルス感染症の流行下における現時点での学生の海外渡航の実施基準を以下のとおり定めました。

この基準は、今後の感染拡大状況や入国制限、検疫強化措置に応じて、随時変更となる可能性があることを踏まえて、海外渡航を慎重に検討してください。

以下6つの基準を全て満たす場合に限り、必要な手続きを経て渡航を認める

- ①渡航先国・地域の「危険情報」及び「感染症危険情報」のレベルが以下の基準を満たすこと。
危険情報……レベル1以下
感染症危険情報・新型コロナウイルス感染症のみを要因とするレベル2以下
- ②渡航先国・地域が、日本からの渡航者や当該学生が有する国籍の者への目的に沿ったビザ(留学ビザ等)の発給、及びビザ保有者への入国を認めていること。
- ③渡航期間が3か月以上の渡航であること(入国時の施設待機等に要する期間を含む)。
- ④以下のプログラムに基づく渡航であること。
 - (a) 学生交流協定に基づく交換留学
 - (b) オケアヌス留学プログラムのうち IJP 及び DDP による留学
 - (c) その他本学と相手先大学との間に協定等が締結されており、双方の窓口教員の連絡、連携が密であるなど大学間の交流、連携、協力の体制が充実していると判断される大学への留学等
- ⑤相手先大学が学生の受入を承諾していること。
- ⑥学生本人と保護者等が渡航先国・地域の状況を理解した上で、渡航について書面で同意、承諾していること。

※ 上記に該当する場合でも、渡航に当たっての安全対策や各種手続きへの対応を怠った場合は、渡航を取り消すことがあります。

※ 渡航中に上記①のレベルが基準を上回った場合は原則帰国となります。

※ レベル2の国・地域への渡航が本学で認められた場合であっても、外部奨学金(JASSO、民間団体)が支給要件として渡航先国・地域のレベルを1以下と設定している場合は、奨学金の支給を受けることはできません。

【参考】東京海洋大学 海外渡航安全ガイドブック

(https://www.kaiyodai.ac.jp/etc/guidebook/img/H3011_guidebook.pdf)



本件連絡先：国際・教学支援課留学生係 TEL :03-5463 -4052 Email : ks-ryuu@o.kaiyodai.ac.jp